

様式 1

事業報告書
(自 令和 2 年 10 月 1 日 至 令和 3 年 9 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 社団 おかもと眼科

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 滋賀県近江八幡市音羽町 24 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 16 年 2 月 5 日

(4) 設立登記年月日 平成 16 年 3 月 12 日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長		
理事		
同		
同		
同		
同		
同		
監事		
同		
評議員		
同		
同		

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	おかもと眼科	滋賀県近江八幡市音羽町24番地	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 2年 11月 26日 令和 1年度決算の決定

令和 3年 9月 28日 令和 3年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 社団 おかもと眼科

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県近江八幡市音羽町24番地

財 産 目 録
(令和 3年 9月 30日現在)

1. 資 産 額	339,831 千円
2. 負 債 額	6,876 千円
3. 純 資 産 額	332,955 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	252,940
B 固 定 資 産	86,891
C 資 産 合 計 (A+B)	339,831
D 負 債 合 計	6,876
E 純 資 産 (C-D)	332,955

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 社団 おかもと眼科

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県近江八幡市音羽町24番地

貸 借 対 照 表

(令和 3年 9月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	252,940	I 流 動 負 債	6,876
II 固 定 資 産	86,891	II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産	65,663	負 債 合 計	6,876
2 無 形 固 定 資 産	2,684	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	18,544	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	322,955
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	332,955
資 産 合 計	339,831	負 債 ・ 純 資 産 合 計	339,831

法人名 医療法人 社団 おかもと眼科

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県近江八幡市音羽町24番地

損 益 計 算 書
(自 令和 2年 10月 1日 至 令和 3年 9月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	199,874
2 事業費用	192,269
本来業務事業利益	7,605
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	7,605
II 事業外収益	8,259
III 事業外費用	2,188
経常利益	13,676
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	13,676
法人税等	3,187
当期純利益	10,489

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 社団 おかもと眼科
理事長 岡 本 庄之助 殿

私（注1）は、医療法人 社団 おかもと眼科の令和2会計年度（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和3年11月26日
医療法人 社団 おかもと眼
監 事 岡 本 茉裕子

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。